

道教組・道高教組は11月16日（金）午前8時30分から、道教委に対して賃金確定交渉の最終交渉を行いました。道教委からは佐藤教育長らが出席し、結果は以下の通りです。全体としては前進した結果となりましたが、前進したからこそ見えてくる課題もあるかと思えます。この結果を教職員で共有し、交流しましょう。

1. 賃金引上げについては、人事委員会勧告どおり実施

- ①. 月例給を628円（0.17%）引き上げる。
⇒初任給で1500円、若年層（およそ35歳ぐらまで）は1000円程度、その他は400円を基本に引き上げる。
- ②. ボーナスは現職、再任用とも0.05月引き上げ、4.45月（再任用は2.35月）とする。
- ③. 上記①・②については、2018年4月に遡り支給する。給与改定の実施については、給与法の改正の措置を持って行う。差額は2019年1月に支給する。
- ④. 道独自削減（管理職）については、本年度で廃止。

2. 宿日直手当は、7200円から7400円に増額する。（2018年4月に遡り支給）

- ・学校の寄宿舎における宿直、または日直の勤務等については7400円に、半日勤務から引き続く場合は、11000円（現在10800円）に引き上げる。

3. 親族間契約における住居手当の見直しは、経過措置を設け、次年度から実施。

（教職員が契約している住居が親族のもので家賃を支払っている場合のことを親族間契約という）

- ・住居手当に関して現在、親族間契約をしている場合、今年度・来年度（2019年度）までは現行額を支給する。2020年度は2分の1を乗じた額を支給することになるよう、人事委員会に要請していく。

4. 超勤解消に向け、「アクションプラン」の改善、新たな取り組みを検討する。

5. 昇給については現行を維持する方向へ。

昇給の上位区分（A、B区分）については、若年層への重点配分を踏まえ2019年1月の昇給までB区分のみの運用となっていた。2020年1月以降の運用については、若年層への重点配分の取扱いも含め、改めて検討していく。

6. 再任用は適切に対応していく。

雇用と年金の接続の観点から、年齢や経験など、教職員構成の適正化を図りつつ、再任用を希望する教職員の意向を把握しながら、適切に対応していく。

本日、全道から集まった1578筆の賃金署名を佐藤教育長に手渡ししました。うち宗谷で集まった署名は384筆！高校を含めても4分の1を宗谷から生み出せたことは素晴らしいです。今後は1月から定員・教育予算交渉が始まります。豊かな教育を進めるためには定数増と豊かな教育予算がとても重要です。現在行っている教育全国署名でも宗谷からの声を届けていきましょう！